

令和7年度
大阪府立高等学校・府立中学校スクールカウンセラー
重点配置校スクールカウンセラー
スクールカウンセリング・スーパーバイザー
新規採用選考受験案内

大阪府教育庁

この選考は、大阪府立高等学校・府立中学校に配置するスクールカウンセラー（以下「SC」）、重点配置校となる一部の府立高等学校に配置するスクールカウンセラー（以下「重点配置校 SC」）及びスクールカウンセリング・スーパーバイザー（以下「SCSV」）を採用するために実施するものです。

1 応募資格

ア SC/イ 重点配置校 SC

応募資格は、次の資格要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 公認心理師の登録者または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- (4) SCとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

ウ SCSV

上記アイ(1)～(4)に加え、次の資格要件のいずれかを満たす者に限ります。

- (5) 高等学校のSCとして10年以上、あるいは高等学校を含む2校種以上のSCをそれぞれ5年以上従事した経験を有する者
- (6) 大阪府等のSC事業のSCSV又はチーフスクールカウンセラー等の経験を有する者
- (7) 医療や福祉の領域において相談・援助業務に心理職として10年以上従事した経験を有し、かつ、高等学校及び中学校の組織や体制についての知識、緊急支援の知識を有する者
- (8) 上記イ(4)～(6)に掲げるものと同等以上の知識及び経験を有すると大阪府教育庁が認める者

2 採用予定者数

ア SC

60名程度(今後、変更する場合があります。)

イ 重点配置校SC

10名程度(今後、変更する場合があります。)

ウ SCSV

若干名(今後、変更する場合があります。)


3 雇用期間 ※SC/重点配置校 SC/SCSV共通

令和7年4月1日から令和8年3月31日

4 応募の手続き ※SC/重点配置校 SC/SCSV共通

持参受付は行いませんので、必ず郵送で申し込んでください。

(1)あて先	〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ
(2)受付期間	令和6年12月2日(月)から令和7年1月6日(月)まで(必着)
(3)申込方法	長形3号封筒(12cm×23.5cm)の表に「SC/重点配置校 SC/SCSV新規採用選考申込」と朱書きのうえ、「(4)提出書類」に示す①～④のすべてを同封し「簡易書留」で郵送してください。 ※表書きにお申込みされる職種を記載してください。 ※同日に実施されるSC、重点配置校 SC、SCSV新規採用選考のすべてに同時応募は可能ですが、それぞれへの申込が必要です。(SCと重点配置校 SCは、1枚の申込用紙の中に同時応募の希望を記入する欄があります。)

(4) 提出書類	<p>① 「令和7年度大阪府立高等学校・府立中学校スクールカウンセラー／重点配置校スクールカウンセラー新規採用申込用紙」 「令和7年度大阪府立高等学校・府立中学校スクールカウンセリング・スーパーバイザー新規採用申込用紙」</p> <p>② 申し込む職種の自己PRシート</p> <p>③ 「公認心理師登録証の写し」又は「臨床心理士資格登録証明書の写し」 ただし、公認心理師登録申請中の場合は、「公認心理師合格証書の写し」及び「申請中とわかる書類の写し」、令和6年度実施の臨床心理士資格認定審査の合格者で、「臨床心理士資格登録証明書」をお持ちでない場合は、「臨床心理士資格審査結果の合格通知の写し」を添付してください。</p> <p>④ 返信用封筒2通(選考日時の案内及び結果通知書送付のため) (長形3号封筒(12cm×23.5cm)に110円切手を貼り、郵便番号、住所(マンション名、○○方等詳しく記入)、名前を明記したもの)</p> <p>上記の①及び②は、大阪府教育庁教育振興室高等学校課 Web ページからダウンロードしてください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/seitosidou-shinnroshidou-jinnkenn/sc-saiyousennkou.html</p> <p>※インターネット検索の場合は、「大阪府 生徒指導グループ」と入力してください。</p> 
----------	--

5 選考日時・場所等 ※SC／重点配置校 SC／SCSV共通

(1) 日時

令和7年1月25日(土)、26日(日)のうち1日
(集合日時は、返信用封筒のうち1通を使用し、郵送にて通知します。)

(2) 会場

大阪府教育センター
〒558-0011 大阪市住吉区苅田4丁目 13-23

(3) 選考方法

個人面接(1人15分程度)
※SCと重点配置校 SC に同時受験される場合は、1回の面接で併せて選考します。

(4) 選考基準(主な評価の観点)

- ・教育問題に関心があり、親身になって生徒、保護者、教職員の相談に積極的に応じることができる。
- ・生徒、保護者や学校の課題に応じて柔軟に対応し、適切な援助ができる。
- ・高校生年代の発達障がいのある子どもへの支援に関する見識がある。
- ・いじめや不登校の子どもへの支援に関する見識がある。
- ・幅広い識見を持ち、主体的に活動を行いながら、教職員との良好なコミュニケーションを図り、学校という組織を意識した援助ができる。

6 選考結果の通知 ※SC／重点配置校 SC／SCSV共通

令和7年2月13日(木)に、受験者全員に対し選考結果通知書を発送します。
また、令和7年2月13日(木)17時以降に大阪府教育庁教育振興室高等学校課 Web ページにおいて、合格者の受験番号を公表します。なお、合否に関する電話での問合せにはお答えできません。

7 採用までの手続き ※SC／重点配置校SC／SCSV共通

- (1) 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登録します。この名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。
- (2) 令和7年4月1日付けの採用者には、別途通知します。
※採用候補者名簿に登録された場合であっても、欠員の状況等により採用されないことがあります。

8 勤務条件等
ア SC

職務内容	○生徒、保護者、教職員等からの相談への対応および助言 ○ケース会議等への参加及び助言 ○校内の教育相談体制等への助言 ○その他、大阪府教育庁及び勤務先の校長・准校長が必要と認めるもの
条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)
勤務場所	大阪府立高等学校・府立中学校
身分	地方公務員法第17条及び第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員
雇用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
報酬等	報酬額および交通費を支給(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある) ○報酬額:1時間につき5,200円 ○交通費:通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当:なし ○期末手当、勤勉手当:あり (ただし任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者(※)に限る) ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
勤務時間等	○勤務時間:1校あたり原則年間10回(1日の勤務時間は6時間、休憩時間なし) その他、年2回の連絡協議会への参加あり ○希望により、勤務先が複数校になる場合もあり(原則9校まで) ○勤務時間帯:勤務先の校長・准校長との協議により決定 ○時間外勤務:なし
休暇等	○年次休暇:6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 ○特別休暇:あり(有給・無給)
報酬等支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額を、翌月の10日(その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給
研修	勤務の一環として、大阪府教育庁は、採用者に対し、年2回の連絡協議会を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。
退職	任用期間の満了等により退職
懲戒・分限	地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	原則、社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用対象外、各自で国民健康保険等に参加すること ただし、一定の要件を満たすことで適用対象
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる
服務	地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用
その他	○校長・准校長による人事評価の対象 ○1年間の雇用期間で週あたりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施
任命権者	大阪府教育委員会

イ 重点配置校SC

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校生徒支援に関する対応および助言 ○生徒、保護者、教職員等からの相談への対応および助言 ○ケース会議等への参加および助言 ○校内の教育相談体制等への助言 ○その他、大阪府教育庁及び勤務先の校長・准校長が必要と認めるもの
条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)
勤務場所	大阪府立高等学校
身分	地方公務員法第17条及び第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員
雇用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
報酬等	<p>報酬額および交通費を支給(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合があります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報酬額:1時間につき5,200円 ○交通費:通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当:なし ○期末手当、勤勉手当:あり (ただし任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者(※)に限る) ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間:1校あたり原則年間35回(1日の勤務時間は6時間、休憩時間なし) その内、年2回の連絡協議会への参加あり ○希望により、勤務先が複数校になる場合もあり ○勤務時間帯:勤務先の校長・准校長との協議により決定 ○時間外勤務:なし
休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ○年次休暇:6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 ○特別休暇:あり(有給・無給)
報酬等支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額を、翌月の10日(その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給
研修	勤務の一環として、大阪府教育庁は、採用者に対し、年2回の連絡協議会を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。
退職	任用期間の満了等により退職
懲戒・分限	地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用あり ただし、1週間の勤務時間が20時間以上等の適用要件を満たす場合
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる
服務	地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○校長・准校長による人事評価の対象 ○1年間の雇用期間で週あたりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施
任命権者	大阪府教育委員会

職務内容	○大阪府立高等学校・府立中学校 SC／重点配置校 SC への指導助言 ○大阪府立高等学校・府立中学校への指導助言および支援 ○その他大阪府教育庁教育振興室長が必要と認めるもの
条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)
勤務場所	大阪府教育庁教育振興室高等学校課
身分	地方公務員法第 17 条及び第 22 条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員
雇用期間	令和7年4月 1 日から令和8年3月 31 日
報酬等	報酬額および交通費を支給(報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合がある) ○報酬額:1時間につき 5,200 円 ○交通費:通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当:なし ○期末手当、勤勉手当:あり (ただし任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者(※)に限る) ※「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者
勤務時間等	○年間約 200 時間 ○勤務時間は大阪府教育庁との協議により決定
休暇等	○年次休暇:6月を超える期間の定めにより勤務する者に対し、一定の基準により付与 ○特別休暇:あり(有給・無給)
報酬等支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間の実績により計算した額を、翌月の10日(その日が休日に当たるときはその直前の銀行営業日)に支給
研修	勤務の一環として、大阪府教育庁は、採用者に対し、年2回の連絡協議会を開催するほか、情報交換及び専門性向上のための研修を行います。
退職	任用期間の満了時により退職
懲戒・分限	地方公務員法上の懲戒・分限処分が適用され、また服務上の措置も対象となります。
任用の更新	選考に合格した者については、再度の任用あり
社会保険等	原則、社会保険(健康保険、厚生年金保険)及び雇用保険の適用対象外、各自で国民健康保険等に参加することただし、一定の要件を満たすことで適用対象
災害補償	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる
服務	地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める規定(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用
その他	○所属長による人事評価の対象 ○1年間の雇用期間で週あたりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施
任命権者	大阪府教育委員会

SC／重点配置校 SC／SCSV共通

- ※ 具体的な勤務条件については、任用時の勤務労働条件明示書により確認してください。
- ※ 勤務時間が勤務場所を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認のうえ、勤務時間の変更等を行う場合があります。
- ※ 標記の勤務条件等は、令和6年12月2日現在で予定されている内容です。今後、変更される場合があります。その詳細については、地方自治法及び地方公務員法並びに非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の関係法令により定めていますので、大阪府教育庁教育振興室高等学校課に確認してください。

- (1) 本採用は、令和7年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、令和7年度当初予算に関連経費が計上されない場合は、採用を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。
 なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合にあっても、府ではその損害について一切負担をしません。
- (2) 合格者の採用は、次の4種類のいずれかになります。
- ①SCのみ
 - ②重点配置校SCのみ
 - ③SC、重点配置校SCの両方
 - ④SCSVのみ
- (3) 同日に実施される「令和7年度大阪府立高等学校(ステップスクール)スクールカウンセラー新規採用選考」への同時応募は可能ですが、それぞれへの申込と選考面接を受験していただくことが必要です。
- (4) 採用申込用紙等に虚偽の記載があった場合は、採用されません。また、採用候補者名簿に登録後、非違行為が他の採用することが適当でないと思われる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (5) 提出書類は、返却いたしません。
- (6) 選考会場への問合せは厳禁とします。

参考

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)(抜粋)

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

《問合せ先》

大阪府教育庁 教育振興室 高等学校課 生徒指導グループ
 電話番号 06-6941-0351(内線3434)

【大阪府教育センターへのアクセス】

〒558-0011 大阪府大阪市住吉区苅田4丁目13-23

交通機関 OsakaMetro 御堂筋線「あびこ」駅下車①番出口、東北東へ約700m
 JR 阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
 近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

※会場には、電車などの交通機関を利用してご来場ください。

